

国立研究開発法人物質・材料研究機構

施設及び設備利用約款

国立研究開発法人物質・材料研究機構

制定	平成14年	5月23日
改訂	平成17年	1月26日
改訂	平成17年	5月19日
改訂	平成18年	3月28日
改訂	平成19年	3月20日
改訂	平成20年	3月17日
改訂	平成20年	3月25日
改訂	平成21年	3月 2日
改訂	平成22年	4月27日
改訂	平成23年	4月27日
改訂	平成24年	7月31日
改訂	平成25年	3月26日
改訂	平成26年	9月 2日
改訂	平成27年	3月24日
改訂	平成27年	4月21日
改訂	平成27年	7月28日
改訂	平成28年	3月29日
改訂	平成28年	5月24日
改訂	平成29年	3月28日
改訂	平成30年	1月30日

(適用範囲)

第1条 この約款は、国立研究開発法人物質・材料研究機構（以下「機構」という。）が保有する施設及び設備（以下「共用設備等」という。）を機構外の科学技術に関する研究開発を行う者（以下「利用者」という。）の共用に供する場合に適用します。

なお、クリープ試験機を利用したクリープ試験及びクリープ破断試験並びにMatNaviデータベースシステム無償版、MatNaviデータベースシステム付加サービス及びAtomWork-Advデータベースシステムの利用に適用される約款は別に定めます。

(定義)

第2条 この約款において、「利用」とは、共用設備等の利用中の維持管理、実験データ等の取得、実験用試料等の処理等を、利用者が自ら行うことを前提とし、利用者が主体的に或いは機構の協力を得て行う研究開発に対し、当該共用設備等を機構内外において、有償若しくは無償により利用させることをいいます。

2 この約款において「秘密情報」とは、機構又は利用者が相手方に開示した技術情報、自己の事業又は運営等に係る技術情報以外の情報であって、秘密である旨の表示がなされている書類又は電磁的記録（複製されたものも含む）及び口頭で開示された情報のうち、開示に際し秘密である旨明示され、開示後30日以内に書面で開示者から開示内容を特定のうへ秘密である旨通知されたものの総称をいいます。ただし、次の各号の一に該当する情報は、秘密情報に含まれないものとします。

- 一 相手方からの知得時に既に公知の情報又は相手方から知得後に自己の責めに帰すべき事由によることなく公知となった情報であるもの
- 二 第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報であるもの
- 三 相手方から当該情報を知得した時点で既に保有していたことが書面により立証できる情報であるもの
- 四 相手方から知得した情報によらないで独自に創出したことが書面により立証できるもの
- 五 相手方から開示を受けた後、秘密情報によらず、独自に創出したもの
- 六 法令又は裁判所の命令により開示を義務付けられたもの

3 この約款において、「知的財産権」とは、次の各号に掲げるものをいいます。

- 一 特許権、実用新案権、意匠権、半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号。以下「半導体集積回路法」という。）に規定する回路配置利用権、種苗法（平成10年法律第83号。以下「種苗法」という。）に規定する育成者権及び外国におけるこれらの権利に相当する権利
- 二 特許を受ける権利、実用新案登録を受ける権利、意匠登録を受ける権利、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、品種登録を受ける地位及び外国におけるこれらの権利に相当する権利
- 三 著作権法（昭和45年法律第48号。以下「著作権法」という。）に規定するプログラムの著作物及びデータベースの著作物（以下「プログラム等」という。）の著作権並びに外国におけるこれらの権利に相当する権利
- 四 前三号に掲げる権利の対象とならない技術情報（実験データ、サンプル等の試料及び図面等を含む。）のうち、秘匿することが可能なものであって、かつ、財産的価値のあるものの中から、機構と利用者が合意の上、特に指定するもの（以下「ノウハウ」という。）

(共用設備等)

第3条 共用設備等は、機構が定めます。

(利用の申込)

第4条 共用設備等の利用を希望する利用者は、あらかじめ機構における当該共用設備等の管理責任者（以下「管理責任者」という。）の内諾を得た上で、様式1の利用申込書を契約担当役あてに提出して下さい。ただし、文部科学省からの委託事業である「ナノテクノロジープラットフォーム」又は「蓄電池基盤プラットフォーム」の申し込みについては、別に定める所定の様式を使用することとし、第5条第1項及び第2項に定める様式についても同様とします。

(利用の受入)

第5条 機構は、以下の要件が全て満たされていると認める場合に、様式2の利用申込について（回答）により利用を受け入れます。

- 一 第3条に定める共用設備等の利用を希望するものであること。
 - 二 利用が、科学技術の振興、社会・経済への貢献等の公共性を有するものであること。
 - 三 利用が、機構の研究業務遂行上重大な妨げとなるおそれがないこと。
 - 四 約款及び機構より当該共用設備等に固有の特約等が示された場合の当該特約等に同意していること。
 - 五 利用者が、第7条に定める遵守事項に違反するおそれがないこと。
 - 六 利用者又はその者の所属機関が、第9条に定める使用料等を負担する能力を有していること。
 - 七 利用者又はその者の所属機関が、第16条に定める損害を賠償する能力を有していること。
- 2 機構は、前項各号に定める要件のうちいずれかが満たされない場合は、様式3の利用申込について（回答）により受入ができないことを通知します。

(利用の取消及び中止)

第6条 機構は、前条第1項各号に定める要件のいずれかが満たされない事態が生じた場合には、前条の利用の受入を取り消すこと又は利用の中止を命ずることができます。

- 2 機構は、前項の規定にかかわらず、機構が管理上の必要があると認める場合には、利用者に対して、利用の中止を命ずることができます。

(遵守事項)

第7条 利用者は次に掲げる事項を遵守して下さい。

- 一 約款及び機構からの利用の受入通知文書に記載されている事項
- 二 管理責任者の指示及び共用設備等毎に定められている利用に際して守るべき事項
- 三 危険が惹起される行為を行わないこと
- 四 日本国の法令に違反する行為を行わないこと

- 五 共用設備等を破損するおそれがある行為を行わないこと
- 六 機構の業務遂行に支障となる行為を行わないこと
- 七 利用の終了時には、共用設備等を利用開始前の状態に復帰させること
- 八 その他、利用にあたって機構の定める事項
(役務提供、技術指導及び技術代行)

第8条 利用者は、管理責任者と協議の上、共用設備等の操作、運転等に関して、機構の職員等から役務の提供を受けることができます。

2 利用者は、管理責任者と協議の上、当該共用設備等の操作、運転方法、実験試料等の作製方法、実験データ等の解析方法等に関し、機構の職員等から技術指導を受けることができます。

3 利用者は、管理責任者と協議の上、観察、分析、解析、加工、試料作製等に関し、機構職員が実施する技術代行を受けることができます。

(利用料の納付)

第9条 利用者は、第5条の利用の受入を得た後、次の各号の合計額に消費税等を加えた額を所定の期日までに納付して下さい。ただし、文部科学省からの委託事業「ナノテクノロジープラットフォーム」登録装置の利用料に関しては、実費人件費及び間接経費は含んでおりません。

- 一 共用設備等使用料
- 二 実費人件費（前条第1項に係る負担額）
- 三 研究基盤料（前条第2項又は第3項に係る負担額）
- 四 間接経費

(利用料の返還)

第10条 機構は、利用者が納付した利用料を返還しません。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、それらの全部又は一部を返還します。

- 一 第6条第2項の規定により機構が利用の中止を命じた場合
- 二 利用者の責によらない共用設備等の故障又は天災等のやむを得ない事情により、利用が不可能になった場合

(成果の公表)

第11条 機構及び利用者は、共用設備等の利用の終了後、成果を公表するものとし、す。ただし、利用者から、成果中に公表することにより業務に支障をきたす部分が含まれているとして、当該部分を公表しないよう申し入れがあった場合は、公表しないことができるものとし、す。

(成果の報告)

第12条 利用者は、共用設備等の利用を行った年度の終了後1ヶ月以内に、成果報告書を提出して下さい。ただし、前条ただし書きにより公表しないよう申し入れがあった部分については、その旨を明記して成果報告書から除外することができるものとし、す。

(情報の取り扱い)

第13条 利用者は、利用の結果得られた情報の管理、保管、消去等を自ら行って下さい。

- 2 利用者が第7条に定めた遵守事項に違反した場合若しくは違反していると機構が信じるに足る相当の理由がある場合、本条第4項に反して秘密情報の目的外使用を行った場合、第5項に該当する場合又は共用設備等の管理運営等に関する特段の必要があると機構が認める場合は、本条第3項、第4項及び第6項の定めに関わらず、利用者は、機構の求めに応じて、全ての必要な情報を機構に開示しなければなりません。
- 3 秘密情報の受領者（以下「受領者」という）は、秘密情報を第三者に対して開示し又は提供することはできません。ただし、開示目的を達するためであって、開示者の書面による事前の承諾を得た場合は、この限りではありません。受領者が開示者の承諾を得て秘密情報を第三者に開示又は提供する場合は、受領者は本約款において自己が負う秘密保持義務と同様の秘密保持を当該第三者に義務づけるものとします。
- 4 受領者は、秘密情報を本利用の目的以外のいかなる目的にも使用又は利用することはできません。また、開示目的以外の目的のために秘密情報の全部又は一部を複製することもできません。なお、相手の秘密情報を利用して知的財産権を創製することは本利用の目的にはなりません。
- 5 受領者は、秘密情報につき、裁判所又は行政機関から法令に基づく開示を命じられた場合は、次の各号の措置を講じることを条件に、当該裁判所又は行政機関に対して当該秘密情報を開示することができます。
 - 一 開示する内容をあらかじめ開示者に通知すること。
 - 二 適法に開示を命じられた部分に限り開示すること。
 - 三 開示に際して、当該秘密情報が秘密である旨を書面により明らかにすること。
- 6 受領者は、本利用の目的に携わる各々の役職員に対してのみ、秘密情報を開示するものとし、当該情報が秘密を保持すべき事項であることを明示して下さい。
- 7 受領者は、自己が本約款に基づき負うと同様の義務を前項の開示に係る役職員が負うことにつき、一切の責任を負うこととなります。
- 8 機構と利用者は互いに、秘密情報に瑕疵があった場合でも、瑕疵担保責任を含む一切の責任を負わないものとし、それらについて一切の明示又は黙示の保証をしないものとします。

(知的財産権の取り扱い)

第14条 第2条第2項に定める「秘密情報」を用いることなく、利用により新たに得られた知的財産権は、利用者に帰属するものとします。

(事故補償の免責等)

第15条 機構は、利用者の故意又は過失により発生した事故による負傷等に対する補償は行いません。

- 2 機構は、施設等の故障等により生じた利用者の損害を賠償する責任を負いません。
- 3 機構は、第6条第2項の規定により利用の中止を命じた場合の利用者の損害を賠償する責任を負いません。
- 4 機構は、利用者が持ち込んだ試料等の滅失又は毀損に対しては、機構の故意又は重大な過失に基づく場合を除き、賠償の責任を負いません。

(弁償義務)

第16条 利用者の故意又は第7条の遵守事項に反する行為による過失によって、共用設備等の破損など、機構に損害を与えた場合には、利用者及びその所属機関が連帯して弁償していただきます。

(約款の有効期間及び利用終了後の措置)

第17条 この約款の有効期間は、受入通知文書に記載された利用の期間中とします。ただし、本約款中、第13条第2項の規定は、当該利用終了後5年間で有効とし、第15条、第16条は本利用期間終了後も有効とします。

附 則

この約款は、平成14年5月23日から適用する。

附 則 (平成17年1月26日)

この約款は、平成17年1月26日から施行し、平成16年12月1日から適用する。

附 則 (平成17年5月19日)

この約款は、平成17年5月19日から施行する。

附 則 (平成18年3月28日)

この約款は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月20日)

この約款は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月17日)

この約款は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月25日)

この約款は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月2日)

この約款は、平成21年3月10日から施行する。

附 則 (平成22年4月27日)

この約款は、平成22年4月27日から施行する。

附 則 (平成23年4月27日)

この約款は、平成23年4月27日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則 (平成24年7月31日)

この約款は、平成24年8月1日から施行する。

附 則（平成25年3月26日）

この約款は、平成25年3月26日から施行する。

附 則（平成26年9月 2日）

この約款は、平成26年9月2日から施行する。

附 則（平成27年3月24日）

この約款は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年4月21日）

この約款は、平成27年4月21日から施行する。

附 則（平成27年7月28日）

この約款は、平成27年7月28日から施行する。

附 則（平成28年3月29日）

この約款は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年5月24日）

この約款は、平成28年5月24日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則（平成29年3月28日）

この約款は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年1月30日）

この約款は、平成30年4月1日から施行する。

(様式1)

共用設備等利用申込書

平成 年 月 日

国立研究開発法人物質・材料研究機構
契約担当役 あて

(利用者所属機関代表者)

〇〇株式会社

(〇〇県〇〇市〇〇町 1-1)

代表取締役社長 〇〇 〇〇 (印)

国立研究開発法人物質・材料研究機構施設及び設備利用約款に同意し、下記のとおり、利用を申込みます。

記

- (1) 利用を希望する共用設備等の名称
- (2) 利用目的及び概要
(利用の実態がわかるように記載して下さい。ただし、共用設備等の管理運営上特に必要と認められる場合を除き、知的財産権に係る秘密を開示する必要はありません。)
- (3) 利用の希望期間
- (4) 利用者全員の氏名、所属、連絡先等
別紙参照
- (5) 役務提供、技術指導及び技術代行の希望の有無
- (6) 利用にあたっては、利用者に次の各項を遵守させます。
 - ① 国立研究開発法人物質・材料研究機構施設及び設備利用約款（添付資料を含む。）において定められた全ての事項に従うこと。
 - ② その他、利用にあたり、機構並びに機構の管理責任者及び職員の指示を遵守すること。
- (7) 成果の公表・非公表

別紙

日本人

氏名	所属（部、課まで）、連絡先	居住地	経済産業省が公表している外国ユーザーリストの機関に所属していますか（※）
	派遣元		
		国内 ・ 国外	はい / いいえ
		国内 ・ 国外	はい / いいえ

外国人

氏名	所属（部、課まで）、連絡先	雇用関係 （○をつける）	滞在期間 六ヶ月以上 （○をつける）	国籍	経済産業省が公表している外国ユーザーリストの機関に所属していますか（※）
	派遣元				
		有 ・ 無	未満 ・ 以上		はい / いいえ
		有 ・ 無	未満 ・ 以上		はい / いいえ

※外国ユーザーリストは経済産業省ホームページ等でご確認ください。

(様式2)

番 号
年 月 日

利用者所属機関代表者 あて

国立研究開発法人物質・材料研究機構
契約担当役

利用申込について (回答)

○年○月○日付けで申し込みのあった標記の件については、下記のとおり申込みをお受けいたします。

記

- (1) 共用設備等の名称
- (2) 利用目的及び概要
- (3) 利用の期間 年 月 日～ 年 月 日
- (4) 利用者の氏名、所属、連絡先
- (5) 役務提供、技術指導及び技術代行の希望の有無
- (6) 管理責任者氏名、所属、連絡先
- (7) 利用にあたっての条件等
 - ① 国立研究開発法人物質・材料研究機構施設及び設備利用約款に規定されている事項を遵守して下さい。
 - ②
・
・
- (8) 利用料の額 円
- (9) 利用料の支払方法、期日

本状に同封された機構が発行する請求書に従い、共用設備等の利用料の全額を所定の期日までに納付して下さい。

* なお、期限までに納付がなされない場合、利用の受入が取り消されることがありますのでご注意願います。

(様式3)

番 号
年 月 日

利用者所属機関代表者 へ

国立研究開発法人物質・材料研究機構
契約担当役

利用申込について（回答）

○年○月○日付けで申し込みのあった標記の件については、・・・・（理由）・・・・のため、申込みをお受けできません。

記

- (1) 共用設備等の名称
- (2) 利用目的及び概要
- (3) 利用希望期間
- (4) 利用者の氏名、所属

(添付資料1)

〇 〇 装 置(例)

性能・仕様	特 徴	主な用途	設置場所

(利用上の留意事項)

(1) 運転操作等

〇〇装置利用中の維持、管理、実験データ等の取得及び実験用試料等の処理等は利用者自らが行うことを前提とします。

しかし、利用者は管理責任者と協議の上、次の支援を受けることができます。

- ① 〇〇装置の操作及び運転等に関する機構の職員等からの役務の提供
- ② 〇〇装置の操作方法、運転方法、実験試料等の作製方法、実験データ等の解析方法等に関する機構の職員等からの技術指導
- ③ 観察、分析、解析、加工、試料作製等に関する機構職員が実施する技術代行

(2) 使用消耗機材の用意等

〇〇装置の運転操作を行う利用者の人件費、研究用消耗機材、その他利用に伴い必要となる経費等は、利用者が負担又は用意して下さい。

(3) 利用の利用時間等

利用の利用時間は、原則として、平日の午前9時から午後5時までとし、土曜、日曜、祝日、年末年始、定期点検の期間等は利用できません。

詳しくは、事務局にお問い合わせ下さい。

(添付資料2)

〇〇装置の利用に際して守るべき事項(例)

- (1) 装置マニュアルのうち、p〇-〇を熟読し、そこに示された装置使用上の注意を守ること。
- (2) 揮発性物質を測定しないこと。
- (3)

(添付資料3)

〇〇装置に関する使用料、操作、運転等の役務費、技術指導料又は技術代行料(例)

- ① 下表の(1)に定める1日あたりの共用設備等使用料単価に使用見込日数を乗じた額を共用設備等使用料として納入していただきます。
- ② 〇〇装置の利用にあたり、機構の職員等から同装置の操作、運転等の役務の提供を受けようとする場合には下表の(2)に定める実費人件費単価に従事見込時間数を乗じた額を実費人件費として納入していただきます。
- ③ 機構の職員等から操作、運転方法、実験試料等の作製方法及び実験データ等の解析方法等についての技術指導を受けようとする場合又は機構の職員等から観察、分析、解析、加工、試料作製等に関する技術代行を受けようとする場合には、下表の(3)に定める研究基盤料単価に従事見込時間数を乗じた額を研究基盤料として納入していただきます。

(1) 共用設備等使用料 (税抜)

(a) 共用設備等使用料単価	(b) 使用見込日数	(a) × (b) 共用設備等使用料
円	日	円

(2) 実費人件費 (税抜)

(c) 実費人件費単価	(d) 従事見込使用時間	(c) × (d) 実費人件費
円	時間	円

(3) 研究基盤料 (税抜)

(e) 研究基盤料単価	(f) 従事見込使用時間	(e) × (f) 研究基盤料
円	時間	円

(4) 追加料金

以下に該当する場合には、別途料金が必要となります。

(共用設備等の改造費及び復元費)

改造費：共用設備等を改造するために必要な費用で、具体的な改造工事の内容により実費相当額を算定して積算します。

復元費：改造又は変造した共用設備等を原状復帰させるために必要な費用で、具体的な復元工事の内容により実費相当額を算定して積算します。

(5) 間接経費及び消費税等

上述の料金に間接経費を付加した合計額に消費税等を加算します。

(添付資料4)

利用申込みの方法(例)

利用の希望者は、あらかじめ管理責任者と共用設備等の空き状況、操作運転に関する役務の提供の可否、技術指導及び技術代行実施の可否等について相談し、利用の内諾を得て、共用設備等利用申込書(様式1)に必要な事項を記入して、事務局(技術開発・共用部門事務統括室)まで提出して下さい。

1. 管理責任者一覧

共用設備等の名称	管 理 責 任 者	
	氏 名 (所属)	連 絡 先
		電話： ファクシミリ： Eメール：

2. 利用申込書の提出先

郵便番号305-0047

茨城県つくば市千現一丁目2番地1

国立研究開発法人物質・材料研究機構

技術開発・共用部門事務統括室

担当者氏名 ()

電話 ()

ファクシミリ ()

Eメール ()

3. 利用の受入可否の回答

利用を希望する共用設備等を管理している研究ステーション等と調整を行い、利用の受入の可否、利用条件等を約10日以内にご返事します。